

# 社会人を対象とした「法教育」の課題

——消費者教育との比較を通して——

2023年7月30日 田中 教雄(九州大学)

## 内容

■消費者教育推進法 .....	二
■体系的な消費者教育 .....	五
■法教育 .....	八
■社会人を対象とした教育の課題 .....	九
■まとめに代えて .....	十二
■年表 .....	十三

## ■消費者教育推進法

(消費者庁)

消費者教育の推進に関する法律(2012年)

「消費者被害を防止するとともに、」

「自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要」(1条)

消費者教育とは

「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育

(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)」(2条)

学校(11条)、大学等(12条)、地域(13条)、事業者・事業者団体(14条)

(地域)民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者

## ○「消費者教育の推進に関する法律」制定の背景

- ・1963年 第1次国民生活向上対策審議会答申
- ・2003年 第18次国民生活審議会消費者政策部会「21世紀型消費者政策の在り方について」
  - (1)消費者の位置付けの転換－保護から自立へ
  - (2)市場メカニズムの活用－事前規制から事後チェックへの重点シフト
- ・2004年 消費者保護基本法→消費者基本法
- ・2010年 (旧)「消費者教育推進会議」(2010年)
- ・2012年 「消費者教育の推進のための課題と方向」

## ○「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(2013年閣議決定・2018年・2023年変更)

## ○「消費者教育推進会議」の設置(2013年)

(文部科学省)

○消費者教育推進委員会の設置(2011年)

○「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」(2011年・2018年改訂)

生涯学習としての取組

社会教育における消費者教育について

○消費者教育推進委員会「消費者教育の今後の在り方(提言)」(2022年)

①学校 ②地域及び職域 ③家庭

## ■体系的な消費者教育

### ○消費者教育推進法

「消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。」(3条3項)

○消費者教育推進会議 全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会「取りまとめ」

「体系的」な消費者教育とは、消費者が、各ライフステージに応じた消費生活の場面ごとに必要な諸能力について、そのステージごとに切れ目なく、身に付けるための教育である。

「消費者教育の体系イメージマップ」(以下「イメージマップ」という。)では、どの年齢層においてどのような内容を身に付けていくことが求められるかを整理している。その内容について、各年齢層において教育を受ける機会を確保するためには、特に学校に身を置いていない年齢層に対し、多様な関係者や場がつながることにより必要な消費者教育の機会を創り出していくことが必要である。

○消費者教育推進のための体系的プログラム研究会「イメージマップ」(2013年)

		幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			
						特に若者	成人一般	特に高齢者	
Ver.1.0									
重点領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
	消費者市民社会の構築	消費がもつ影響力の理解	おつかいや買い物に関心をもち	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝えよう
		持続可能な消費の実践	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝えよう
消費者の参画・協働		協力することの大切さを知らう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	
商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝えよう	
	トラブル対応能力	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう	
生活の管理と契約	選択し、契約することへの理解と考える態度	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を通切りに選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝えよう	
	生活を設計・管理する能力	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう	
情報とメディア	情報の収集・処理・発信能力	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知らう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう	
	情報社会のルールや情報モラルの理解	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	
	消費生活情報に対する批判的思考力	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知らう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう	

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

		成人期				Ver.1.0
		幼児期	高校生期	特に若者	成人一般	特に高齢者
重占領域	各期の特徴	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち、それを取り入れる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期
	商品等の安全	商品安全の理解と危険を回避する能力	商品安全の理解と危険を回避する能力	商品安全の理解と危険を回避する能力	商品安全の理解と危険を回避する能力	商品安全の理解と危険を回避する能力
生活の管理と契約	トラブル対応能力	トラブル対応能力	トラブル対応能力	トラブル対応能力	トラブル対応能力	トラブル対応能力
	選択し、契約することへの理解と考える態度	選択し、契約することへの理解と考える態度	選択し、契約することへの理解と考える態度	選択し、契約することへの理解と考える態度	選択し、契約することへの理解と考える態度	選択し、契約することへの理解と考える態度
	生活を設計・管理する能力	生活を設計・管理する能力	生活を設計・管理する能力	生活を設計・管理する能力	生活を設計・管理する能力	生活を設計・管理する能力

## ■法教育

### ○法教育(法務省)

「法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。」

・社会人(外国人を含む)を対象とした法教育の必要性

### ○日本弁護士連合会－法教育(市民のための法教育委員会)

「私たちが考える法教育とは、子どもたちに、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうための教育です。」

### ○日本司法書士会連合会－法教育－

「法教育としての消費者教育に関する研究－社会科(公民科)・家庭科の教材・授業案開発に向けて－」研究報告書



## ■社会人を対象とした教育の課題

### ○第23回消費者委員会(2010年)での西村教授の指摘

#### 学校教育

授業配当時間の不足 教員の多忙による研修機会の不足 適切な教材や指導法の不足 教科間の連携の困難さ

#### 地域教育

学習対象の広がりの難しさ 成人層を対象とする啓発の難しさ 情報の届きにくい人へ情報提供手法  
開発の難しさ

#### 共通の問題

経済環境の変化の速さ(ネットマネーetc.) 法令の頻繁な改正

「障害のある方、高齢者、若者、どういうところに的確に情報提供していくかということの難しさがある」(議事録9頁)

○「消費者教育の推進に関する基本的な方針」2013(平成 25 )年 6 月 28 日閣議決定(平成 30 年 3 月 20 日・令和 5 年 3 月 28 日変更)

「学習指導要領が消費者教育に関する学びを充実させる形で改訂され、令和2年度以降、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において順次実施となった。一方、大学生、社会人、高齢者等に対する消費者教育については体系的な取組がされにくい。」(10 頁)

「特に、大学、職域(事業者の新人研修等)において、継続的に教育の機会が提供され、消費者としての適切な行動の定着を図るための取組が一層重要である。」(11 頁)

「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等の障がいを持つ消費者に対し、国や地方公共団体は、障がいの特性に応じた適切な方法による情報の提供その他の必要な施策を講ずることも求められている。高齢者や障がい者など生活に支援が必要な者に対しては、その支援者(家族、福祉・介護従事者、就労支援従事者、民生委員等)に対する働き掛けが特に重要である。

さらに、子育てや介護により学習の機会を得ることが難しい消費者がいることや、家庭環境や親子関係の変化、多様性も考慮する必要がある。

加えて、訪日外国人旅行客を含めた在留外国人も消費者であることから、自立を支援するための消費者教育の機会を提供する工夫が求められる。」(12 頁)

(消費者教育における試み)

○事業者・事業者団体(消費者教育推進法 14 条)

消費者への消費生活の知識の提供、従業員の研修、消費者教育推進活動への援助など

○「消費者委員会 消費者関連情報の提供の在り方検討ワーキング・グループ報告書」(2021 年)

～事業者と行政の共創による消費者への情報提供の実現に向けて～

「今後、更なる消費者関連情報の提供の在り方を検討するに当たっては、事業者に限らず自主的な地域・社会貢献活動を行う取組を広い視野で発掘し、例えば、大学等教育機関、地域団体、社会福祉法人、NPO 団体等との連携によりこのような取組を行う学生サークルやグループ等を発掘し、消費者関連情報を活用してもらうための方策の検討・構築することにより、様々なルートで消費者に消費者関連情報が届くような社会を目指していくことを期待したい。」

## ■まとめに代えて

体系的な法教育？

・紛争当事者としての法的知識

・法の背景にある価値・関連する諸制度の理解(社会参画)

学校教育の枠外にある社会人・外国人への「法教育」(事前の情報提供)の問題

## ■年表

		法教育	消費者教育
S38	1963年 6月 15日		第1次国民生活向上対策審議会「答申」
H13	2001年 6月 12日	「司法制度改革審議会意見書」	
H15	2003年 3月 20日	中央教育審議会「教育基本法・教育振興基本計画(答申)」	
	2003年 5月 28日		第18次国民生活審議会消費者政策部会 「21世紀型消費者政策の在り方について」
	2003年 7月 29日	法教育研究会	
H16	2004年 6月 2日		消費者基本法
	2004年 11月 4日	法教育研究会「報告書」	
H17	2005年 4月 5日		消費者基本計画(第1期)
	2005年 5月 25日	<u>法教育推進協議会</u>	
	2005年 8月 3日	裁判員制度の円滑な実施のための行動計画	
H20	2008年 1月 17日	中央教育審議会「学習指導要領改善(答申)」(現代社会) →学習指導要領(平成21年3月告示・平成25年4月施行)	
H21	2009年 5月 21日	裁判員制度開始	
	2009年 9月 1日		消費者庁・消費者委員会設置
H22	2010年 4月 23日		消費者委員会 西村隆男(横浜国立大学教授「消費者教育の現状と課題」)
H23	2011年 3月 30日		大学等及び社会教育における消費者教育の指針
	2011年 6月 23日		<u>消費者教育推進委員会(文部科学省)</u>
H24	2012年 4月 6日		(旧)消費者教育推進会議 「消費者教育推進のための課題と方向」

	2012年 8月 22日		消費者教育の推進に関する法律
H25	2013年 3月 6日		<u>消費者教育推進会議(消費者庁)</u>
	2013年 6月 28日		消費者教育の推進に関する基本的な方針
	2013年 12月 22日		消費者教育推進のための体系的プログラム研究会「イメージマップ」
H27	2015年 6月 19日	公職選挙法改正(選挙権年齢の引き下げ)	
H28	2016年 12月 21日	中央教育審議会「学習指導要領改善(答申)」(公共) →学習指導要領(平成30年3月告示・平成34年4月施行)	
H30	2018年 6月 20日	民法改正(成人年齢の引き下げ)	
	2018年 7月 10日		大学等及び社会教育における消費者教育の指針(改訂版)
R 2	2020年 3月 31日		消費者基本計画(第4期)
	2020年 9月 18日		消費者教育推進会議 全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会 「取りまとめ」
R 3	2021年 8月 19日		消費者委員会 消費者関連情報の提供の在り方検討ワーキング・グループ 「報告書」
R4	2022年 3月 31日		消費者教育推進委員会「消費者教育の今後の在り方(提言)」
R5	2023年 3月 28日		「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更

## (主な参考 URL)

法教育(法務省) <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>

消費者教育推進(消費者庁) [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/)

消費者教育の推進について(文部科学省) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/syouthsha/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthsha/index.htm)